

○邑南町子ども条例

令和4年12月19日

条例第41号

(前文)

すべての子どもは、新しい価値を自ら創り出し、新たな時代を切り拓くための大いなる可能性を秘めています。平和な社会やジェンダー平等の社会、地球環境への配慮などが望まれており、時代の変化に対応していくためにも、邑南町の子どもが主体的に判断し、行動し、心豊かな人間性や生きる力を身に付けた大人に育つことが町の願いです。

児童の権利に関する条約の理念では、生命・生存・発達に対する権利、子どもの最善の利益の確保、子どもの意見の尊重及び差別の禁止を原則としています。そして、生きる権利や育つ権利、守られる権利、参加する権利が謳われています。

子どもは社会の一員として自分の意見を自由に表明することができます。大人が「地域の宝」である子どもの声を聴き、しっかりと向き合い、意見を大切にすることで、子どもは愛情と信頼を実感し、自分自身を大切にすることが育まれ、他の人も大切にすることができるようになります。子どもが安心して、健やかに伸び伸びと成長するためには、大人が子どもの視点に立ち、寄り添い、対話し、互いに学び育ち、子どもと大人が信頼関係を築きながら、共に暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

邑南町は町民と協働し、一人ひとりが役割と主体性を持ち、そして互いにつながりを深めながら、子どもが将来への希望を持ち、誰ひとり取り残されることなく幸福に暮らすことができる環境を地域総がかりでつくることを目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子どもの自己形成のために必要な社会環境をつくる基本理念を定め、すべての子どもが心身ともに健康で心豊かに暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 18歳未満の者をいう。なお、子どもに関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

(2) 保護者 親及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいう。

(3) 学校保育福祉施設等関係者 学校、教育支援センター、保育所その他児童福祉施設など子どもの教育、保育又は療育に関わる施設の関係者をいう。

(4) 医療機関 町内にある病院、診療所、歯科診療所及び調剤を実施する薬局をいう。

(5) 町民 町内に在住、在勤又は在学する個人のことをいう。

(6) 事業者 町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 町と保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町民及び事業者は、子どもの権利を保障し、子どもが主体的に判断し、行動し、心豊かな人間性や生きる力を身に付けられ、安心して育つことができるよう地域全体で子どもを育む環境を整備する。

(町の役割)

第4条 町は、基本理念に基づき、子どもに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 町は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

3 町は、子どもの権利に関して、子ども、保護者、学校保育福祉施設等関係者、町民及び事業者の理解を深めるための普及及び啓発に努める。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、家庭が子どもの人格を形成するうえで非常に大きな役割を果たしていることを理解し、心身ともに安らぐことができる家庭環境をつくり、年齢及び成長に応じ、その育ちを支える。

(学校保育福祉施設等関係者の役割)

第6条 学校保育福祉施設等関係者は、学校保育福祉施設等が子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むための重要な場であることを認識し、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、必要な支援を行う。また、それぞれの子育ての環境に応じて保護者を支援する。

2 学校保育福祉施設等関係者は、保護者や町民に積極的に情報を提供し、その運営について意見を聴き、協力を受けるなど開かれた施設等の運営に努める。

(医療機関の役割)

第7条 医療機関は、相互に連携して子どもが必要とする医療を安心して受けられるよう医療体制の確保に努める。

(町民の役割)

第8条 町民は、地域社会が子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であること並びに自らの日々の生活や仕事の営みが子どもの育つ環境をつくりだしていることを認識し、子どもが安心して過ごし、学び、挑戦することができる環境づくりに努める。

2 町民は、培われてきた伝統的文化や暮らしを子どもに伝えるとともに、社会の変化や新しい文化を理解し、子どもと共に学び、育ち、新たな地域文化を創り上げるよう努める。

3 町民は、次世代へ豊かな自然を残すために、自然環境に配慮した行動に努める。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、子どもが健やかに育つ環境づくりにおいて大切な役割を担っていることを認識し、学校保育福祉施設等が行う職場体験学習など、子どもの社会的自立に向けた取り組みに協力するよう努める。

2 事業者は、子どもを養育する従業員が子育てと仕事が両立できる環境づくりに配慮するよう努める。

(地域の子育ち環境の向上)

第10条 保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町民、事業者そして地域は、基本理念に基づき、相互のつながりを深め、地域社会における子育ち環境の向上を図るものとし、町はそれを奨励し、支援する。

(子どもの安全安心の確保)

第11条 町と保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町民、事業者そして地域は、子どもを犯罪や事故から守るため、安全と安心の確保に努める。

(子どもの居場所づくり)

第12条 町と保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町民、事業者そして地域は、子どもが安心して過ごし、自分らしくいられ、信頼できる人間関係をつくり合うことができる居場所づくりに努める。

2 町は、子どもの多様な居場所についての考え方の普及、居場所の確保の充実に努める。

(子どもの社会参加)

第13条 町と保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町民、事業者そして地域は、子どもが社会の一員であることを自覚することができるよう、年齢及び一人ひとりの発達段階に応じ、社会参加の機会が保障される環境づくりに努める。

2 町は、まちづくりに関し子どもが意見を表明することができ、意見が反映される機会の確保に努める。

(子どもの学び、自己実現)

第14条 町と保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町民、事業者そして地域は、子どもの学ぶ意欲と学ぶ権利を尊重し、一人ひとりの個性に寄り添い、自立性や主体性を育む環境づくりに努める。

2 町は、将来の夢や進路を実現するために、子どもが将来を考える機会を確保するよう努める。

(子どもの成長の支援)

第15条 町と保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町民、事業者そして地域は、子どもが自然と関わりながら育つことができるための遊び及び体験の場づくりに努める。

2 町は、子どもの健やかな成長を支援するため、その健康の確保及び増進に関する施策等の充実を図るものとする。

3 町は、子どもの自主的な活動や町民の子どもに関する活動を奨励し、支援することができる。

(子育て支援)

第16条 町は、子どもや子育てに関する相談体制の充実を図り、それぞれの環境や状況に応じ、子どもの最善の利益が考慮されるための横断的な支援に努める。

(救済)

第17条 町は、子どもが人権侵害その他の不利益を受けた場合、救済のために必要な措置を講じなければならない。

(推進体制)

第18条 町は、保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町民及び事業者が協働して子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、総合的な推進体制を整備する。

(条例の見直し)

第19条 この条例は、邑南町の子ども自己形成のために必要な社会環境をつくる基本理念をもとに、保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町

民、事業者の役割と施策の基本となる事項について取り決めたものであり、今後の社会情勢の変化等により改正する必要がある場合は、速やかに検討を行い、この町にふさわしい条例となるよう町民の意見を反映しながら見直しを行っていくものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。